

参考資料

1 策定体制(策定時)

小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画
策定委員会設置要綱

平成27年6月26日
27小都第136号

(設置)

第1条 小牧市都市計画マスタープランの中間見直しを行うとともに、小牧市立地適正化計画を客観的かつ公正な視点に基づき策定するため、小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小牧市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）の中間見直しの案及び小牧市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の案を作成すること。
- (2) 前号の案を市長に報告すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、都市計画マスタープランの中間見直し及び立地適正化計画の作成に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内関係団体に所属する者
- (3) 市内に在住する者（小牧市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）
- (4) 愛知県職員
- (5) 小牧市市長公室長
- (6) 小牧市都市建設部長（建設担当）
- (7) 小牧市都市建設部長（都市整備担当）

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から前条第2号の規定による市長への報告が完了した日までとする。

4 委員会は、専門的な知識又は経験を有する者を必要に応じてオブザーバーとして置くことができる。

5 オブザーバーは、委員会の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から審議に関する助言又は協力を行うものとする。

- 6 委員及びオブザーバーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員は、会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

(部会)

第6条 委員会に都市計画マスタープランの中間見直し及び立地適正化計画の作成のため、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 都市計画マスタープラン中間見直し素案及び立地適正化計画の素案の作成のための調査及び検討を行うこと。
 - (2) 前号の検討結果を委員会に報告すること。
 - (3) 前2号に掲げる事項のほか、都市計画マスタープラン中間見直しの素案及び立地適正化計画の素案の作成に関し必要なこと。
- 3 部会は、部会員20人以内で組織する。
- 4 部会員は、小牧市都市建設部長（都市整備担当）及び各部における次長の職にある者のうちから、市長が任命する。
- 5 部会員の任期は、任命の日から第2項第2号の規定による委員会への報告が完了した日までとする。
- 6 部会に会長を置き、小牧市都市建設部長（都市整備担当）をもって充てる。
- 7 会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する部会員が、その職務を代理する。

9 部会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

10 部会は、部会の会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

11 部会は、部会の所掌事務を遂行するため、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、小牧市都市建設部都市政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了の日をもってその効力を失う。

小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画
策定委員会委員名簿

平成 27 年度				平成 28 年度			
委員資格	氏 名	役 職	備 考	委員資格	氏 名	役 職	備 考
学識経験者	瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	委員長	学識経験者	瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	委員長
学識経験者	大塚 俊幸	中部大学教授	職務代理	学識経験者	大塚 俊幸	中部大学教授	職務代理
学識経験者	萩原 聡央	名古屋経済大学准教授	委員	学識経験者	萩原 聡央	名古屋経済大学教授	委員
市内関係団体の代表者	長田 宏	尾張中央農業協同組合常務理事	委員	市内関係団体の代表者	長田 宏	尾張中央農業協同組合常務理事	委員
市内関係団体の代表者	鈴木 義久	小牧商工会議所副会頭	委員	市内関係団体の代表者	鈴木 義久	小牧商工会議所副会頭	委員
市内関係団体の代表者	鈴木 照夫	小牧市建築設計事務所協会会長	委員	市内関係団体の代表者	鈴木 照夫	小牧市建築設計事務所協会会長	委員
市民の代表者	松永 幸男	片町区長 (小牧地区会長)	委員	市民の代表者	正門 武彦	山北区長 (小牧地区会長)	委員
市民の代表者	伊藤 和俊	小木中区長 (北里地区会長)	委員	市民の代表者	佐藤 政明	河内屋区長 (巾下地区会長)	委員
市民の代表者	山本 和彦	北外山区長 (小牧南地区会長)	委員	市民の代表者	横井 徳明	文津区長 (味岡地区会長)	委員
市民の代表者	落合 勝之	上末区長 (篠岡地区会長)	委員	市民の代表者	小柳 松夫	桃ヶ丘第1区長 (篠岡地区会長)	委員
行政機関の職員	横山 甲太郎	愛知県建設部都市計画課長	委員	行政機関の職員	横山 甲太郎	愛知県建設部都市計画課長	委員
行政機関の職員	山本 壮	愛知県尾張建設事務所企画調整監	委員	行政機関の職員	阪本 哲	愛知県尾張建設事務所企画調整監	委員
行政機関の職員	伊木 利彦	市長公室長	委員	行政機関の職員	伊木 利彦	市長公室長	委員
行政機関の職員	平岡 健一	都市建設部長 (建設担当)	委員	行政機関の職員	平岡 健一	都市建設部長 (建設担当)	委員
行政機関の職員	渡辺 学	都市建設部長 (都市整備担当)	委員	行政機関の職員	渡辺 学	都市建設部長 (都市整備担当)	委員

小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画
策定部会員名簿

平成 27 年度			平成 28 年度		
部 署	氏 名	役 職	部 署	氏 名	役 職
都市建設部 (都市整備担当)	渡辺 学	部長	都市建設部 (都市整備担当)	渡辺 学	部長
市長公室	舟橋 逸喜	次長	市長公室	山本 哲修	次長
総務部	伊藤 武志	次長	総務部	伊藤 武志	次長
地域活性化営業部	澤木 厚司	次長	地域活性化営業部	丹羽 猛	次長
市民生活部	廣畑 英治	次長	市民生活部	小林 直浩	次長
健康福祉部	山田 祥之	次長	健康福祉部	山田 祥之	次長
こども未来部	鍛冶屋 勉	次長	こども未来部	舟橋 逸喜	次長
都市建設部 (建設担当)	牧野 治	次長	都市建設部 (建設担当)	前田 勝利	次長
都市建設部 (都市整備担当)	小林 直浩	次長	都市建設部 (都市整備担当)	牧野 治	次長
上下水道部	長谷川 寛	次長	上下水道部	長谷川 寛	次長
市民病院事務局	山本 哲修	次長	市民病院事務局	澤木 厚司	次長
教育委員会事務局 (学校教育担当)	伊藤 一裕	次長	教育委員会事務局 (学校教育担当)	伊藤 一裕	次長
教育委員会事務局 (社会教育担当)	舟橋 泉	次長	教育委員会事務局 (社会教育担当)	鍛冶屋 勉	次長

2 策定体制(改定時)

小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画
改定委員会設置要綱

〔 令和 5 年 5 月 1 日 〕
5 小都計第 1 8 9 号

(設置)

第 1 条 小牧市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び小牧市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の見直しを行うため、小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の見直しのために必要な事項について調査及び検討し、改定案を作成する。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 農林漁業、商工業その他都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の検討において関連が認められる市内の団体に所属する者

(3) 市内に在住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

(4) 愛知県職員

(5) 市長公室長

(6) 建設部長

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定の完了の日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員は、会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、第 3 条第 3 項に規定する委員の任期の満了の日をもって、その効力を失う。

小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画
改定委員会委員名簿

令和５年度				令和６年度			
委員資格	氏 名	役 職	備 考	委員資格	氏 名	役 職	備 考
学識経験者	生田 京子	名城大学教授	委員長	学識経験者	生田 京子	名城大学教授	委員長
学識経験者	磯部 友彦	中部大学教授	職務代理	学識経験者	磯部 友彦	中部大学教授	職務代理
学識経験者	大塚 俊幸	中部大学教授	委員	学識経験者	大塚 俊幸	中部大学教授	委員
学識経験者	増田 昇	大阪府立大学 名誉教授	委員	学識経験者	増田 昇	大阪府立大学 名誉教授	委員
関連団体に 所属する者	瀬瀬 昌章	尾張中央農業協同 組合	委員	関連団体に 所属する者	瀬瀬 昌章	尾張中央農業協同 組合	委員
関連団体に 所属する者	秦野 利基	小牧商工会議所	委員	関連団体に 所属する者	秦野 利基	小牧商工会議所	委員
関連団体に 所属する者	酒井 美代子	小牧市女性の会	委員	関連団体に 所属する者	酒井 美代子	小牧市女性の会	委員
市民代表	井上 貴久夫	元町区長 (西部地域)	委員	市民代表	井上 貴久夫	元町区長 (西部地域)	委員
市民代表	水原 正一	本庄区長 (北部地域)	委員	市民代表	山盛 英二	本庄区長 (北部地域)	委員
市民代表	鈴木 勝治	東町区長 (中南部地域)	委員	市民代表	西坂 隆夫	東町区長 (中南部地域)	委員
市民代表	塚田 公二	城山第５区長 (東部地域)	委員	市民代表	塚田 公二	城山第５区長 (東部地域)	委員
愛知県職員	伊藤 慎悟	愛知県都市計画 課長	委員	愛知県職員	伊藤 慎悟	愛知県都市計画 課長	委員
愛知県職員	廣瀬 克夫	尾張建設事務所長	委員	愛知県職員	神谷 孝明	尾張建設事務所長	委員
行政機関の 職員	笹原 浩史	市長公室長	委員	行政機関の 職員	笹原 浩史	市長公室長	委員
行政機関の 職員	前田 多賀彦	建設部長	委員	行政機関の 職員	前田 多賀彦	建設部長	委員

小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画
改定部会員名簿

令和5年度			令和6年度		
部 署	氏 名	役 職	部 署	氏 名	役 職
都市政策部	鵜飼 達市	部長	都市政策部	鵜飼 達市	部長
市長公室	駒瀬 勝利	次長	市長公室	駒瀬 勝利	次長
総務部	舟橋 知生	次長	総務部	小川 正夫	次長
地域活性化営業部	三品 克二	次長	地域活性化営業部	伊藤 加代子	次長
市民生活部	小川 正夫	次長	市民生活部	落合 健一	次長
健康生きがい 支え合い推進部	落合 健一	次長	健康生きがい 支え合い推進部	小川 真治	次長
福祉部	小川 真治	次長	福祉部	山本 格史	次長
こども未来部	伊藤 加代子	次長	こども未来部	野田 弘	次長
建設部	竹内 隆正	次長	建設部	堀場 武	次長
都市政策部	堀場 武	次長	都市政策部	舟橋 朋昭	次長
上下水道部	笹尾 拓也	次長	上下水道部	三品 克二	次長
教育委員会事務局	矢本 博士	次長	教育委員会事務局	矢本 博士	次長

3 策定経過(策定時)

(1)策定委員会

回数	開催日時・出席人数・議題
平成 27 年度 第 1 回	開催日時 平成 27 年 8 月 3 日（月） 午前 10 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）14 名（1 名） 議 題 （１）コンパクトシティの形成について （２）小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定に係る基本方針について （３）小牧市のまちづくりに関する市民アンケート調査（中間評価、現状分析等）の実施について
平成 27 年度 第 2 回	開催日時 平成 27 年 11 月 16 日（月） 午後 2 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）14 名（1 名） 議 題 （１）小牧市のまちづくりに関する市民アンケート調査の結果（速報）について
平成 27 年度 第 3 回	開催日時 平成 28 年 2 月 17 日（水） 午前 10 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）13 名（0 名） 議 題 （１）小牧市都市計画マスタープランの中間見直しについて （２）小牧市立地適正化計画の策定について
平成 28 年度 第 1 回	開催日時 平成 28 年 7 月 4 日（月） 午前 10 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）15 名（0 名） 議 題 （１）小牧市立地適正化計画の策定について
平成 28 年度 第 2 回	開催日時 平成 28 年 8 月 9 日（火） 午後 2 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）13 名（2 名） 議 題 （１）小牧市立地適正化計画の策定について （２）小牧市都市計画マスタープラン中間見直しについて
平成 28 年度 第 3 回	開催日時 平成 28 年 11 月 11 日（金） 午前 10 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）12 名（2 名） 議 題 （１）小牧市立地適正化計画の策定について ・居住及び都市機能の誘導施策、計画の評価等 （２）小牧市都市計画マスタープラン中間見直しについて ・地域別構想（各地域のまちづくり構想）等
平成 28 年度 第 4 回	開催日時 平成 29 年 1 月 23 日（月） 午後 2 時 00 分から 出席人数（傍聴人数）10 名（1 名） 議 題 （１）パブリックコメントの実施計画について （２）小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画の案について

(2)策定部会

回数	開催日時・出席人数・議題
平成 27 年度 第 1 回	開催日時 平成 27 年 7 月 10 日（金） 午後 3 時 00 分から 出席人数 13 名 議 題 （１）小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定に係る基本方針について （２）アンケート調査について
平成 27 年度 第 2 回	開催日時 平成 27 年 11 月 2 日（月） 午前 10 時 00 分から 出席人数 12 名 議 題 （１）小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定の検討状況について
平成 27 年度 第 3 回	開催日時 平成 28 年 2 月 9 日（火） 午後 15 時 20 分から 出席人数 10 名 議 題 （１）小牧市都市計画マスタープランの中間見直しについて （２）小牧市立地適正化計画の策定について
平成 28 年度 第 1 回	開催日時 平成 28 年 8 月 3 日（水） 午後 14 時 00 分から 出席人数 13 名 議 題 （１）小牧市立地適正化計画の策定について ・居住の誘導について ・都市機能の誘導について （２）小牧市都市計画マスタープランの中間見直しについて ・第 5 章地域別構想について ・第 6 章各地域のまちづくり構想について
平成 28 年度 第 2 回	開催日時 平成 28 年 10 月 21 日（金） 午前 10 時 00 分から 出席人数 11 名 議 題 （１）小牧市立地適正化計画の策定について ・居住及び都市機能の誘導施策、計画の評価 等 （２）小牧市都市計画マスタープランの中間見直しについて ・地域別構想（各地域のまちづくり構想） 等
平成 28 年度 第 3 回	開催日時 平成 29 年 1 月 17 日（火） 午前 10 時 00 分から 出席人数 11 名 議 題 （１）パブリックコメントの実施計画について （２）小牧市都市計画マスタープランの中間見直し及び小牧市立地適正化計画の素案について

4 策定経過(改定時)

(1)改定委員会

回数	開催日時・出席人数・議題
令和5年度 第1回	開催日時 令和5年7月21日(金) 午前10時00分から 出席人数(傍聴人数) 15名(0名) 議 題 (1) 委員長の選出について (2) 委員長の職務代理者の指名について (3) 会議の公開について (4) 小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画の改定について
令和5年度 第2回	開催日時 令和5年11月29日(水) 午前10時00分から 出席人数(傍聴人数) 10名(0名) 議 題 (1) 立地適正化計画の改定について (2) 市民アンケート調査の結果について (3) 都市計画マスタープランの改定について
令和5年度 第3回	開催日時 令和6年3月5日(火) 午後2時00分から 出席人数(傍聴人数) 15名(2名) 議 題 (1) 立地適正化計画の改定について ①防災指針について ②都市機能誘導施設(保育園、幼稚園)の位置づけについて (2) 都市計画マスタープランの改定について ①桃花台地区の土地利用について ②産業候補地区の見直しについて
令和6年度 第1回	開催日時 令和6年7月30日(火) 午後2時30分から 出席人数(傍聴人数) 15名(0名) 議 題 (1) 小牧市都市計画マスタープランの改定について (2) 小牧市立地適正化計画の改定について
令和6年度 第2回	開催日時 令和6年10月4日(金) 午前10時00分から 出席人数(傍聴人数) 14名(4名) 議 題 (1) 小牧市都市計画マスタープランの改定について (2) 小牧市立地適正化計画の改定について

(2)改定部会

回数	開催日時・出席人数・議題
令和5年度 第1回	開催日時 令和5年7月10日（月） 出席人数 12名 議 題 （1）小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画の改定について
令和5年度 第2回	開催日時 令和5年11月22日（水） 出席人数 11名 議 題 （1）立地適正化計画の改定について ・防災指針について ・都市機能誘導施設の変更について （2）市民アンケート調査の結果について （3）都市計画マスタープランの改定について ・産業候補地区の見直しについて
令和5年度 第3回	開催日時 令和6年2月15日（木） 出席人数 10名 議 題 （1）立地適正化計画の改定について ・防災指針について ・都市機能誘導施設の変更について （2）都市計画マスタープランの改定について ・桃花台の土地利用について ・産業候補地区の見直しについて
令和6年度 第1回	開催日時 令和6年7月16日（火） 出席人数 12名 議 題 （1）都市計画マスタープランの改定について （2）立地適正化計画の改定について ・各計画の素案について
令和6年度 第2回	書面開催 議 題 （1）都市計画マスタープランの改定について （2）立地適正化計画の改定について ・各計画のパブリックコメント案について

5 パブリックコメントの概要(策定時)

(1)意見募集期間

平成 28 年 12 月 1 日(木)から平成 29 年 1 月 4 日 (水) まで

(2)意見募集の周知方法

- ・ 広報こまき 12 月 1 日号
- ・ 市ホームページ

(3)資料閲覧場所

- ・ 市役所情報公開コーナー(本庁舎 1 階)
- ・ 市役所都市政策課窓口(東庁舎 2 階)
- ・ 北里・味岡・東部市民センター及び都市センター、ふらっとみなみ、ゆう友せいぶ
- ・ 市ホームページ

(4)提出された意見の件数

●小牧市立地適正化計画

1 名より 6 件

(参考)意見提出方法の内訳 (単位:人)

提出方法	郵送	Eメール	ファックス	持参	計
人数		1			1

(5)「小牧市立地適正化計画」提出された意見と市の考え方について(1名 6件)

No	意見	意見に対する市の考え方
1	小牧市立地適正化計画(案)には災害に関する計画が乏しい。地震、大規模火災などに備えた防災計画(避難場所等)が記されていない。マスタープランにもないと思う。 小牧市は、活断層の有無を調査し、それに基づいて避難場所の再構築を行い、都市計画に入れるべきである(名古屋市は活断層を再チェックする)。	本計画では、災害に関しましては、土砂災害特別警戒区域や災害危険区域など災害の危険性のある区域について、居住誘導区域から除外をしております。 なお、ご意見にあるような内容につきましては、都市計画と防災については密接に関連することから、「小牧市都市計画マスタープラン(案)」では、P79に安全なまちづくり(防災)の方針として、「小牧市地域防災計画」や「小牧市耐震改修促進計画」などの内容を抜粋して記載しております。

No	意見	意見に対する市の考え方
2	新図書館建設の場所は、現図書館の北側が最適と考える。その理由は、立地適正化及びマスタープランの中にある「小牧駅前線延伸事業の推進」と関連する。もともとこの路線は、市が「やすらぎの道」と称して推進してきたはずである。小牧駅～小牧山～小牧警察署への道路、橋を整備し、観光・文化の「東西の動線」として機能させる計画であったと思う。その観点からは、現図書館の位置が最適と思う。巡回バスの路線に組み込むこと。	現在、新図書館建設審議会で審議しているため、本計画及び「小牧市都市計画マスタープラン（案）」においては、具体的な建設位置等は記載しておりませんが、本計画においては、小牧駅から小牧山までを区域とする都市機能誘導区域（高次都市サービス誘導区域）を設定し、図書館をその区域の誘導施設として位置づけることとしております。
3	立地適正化計画の中で、公共施設が「都市機能誘導区域の誘導施設」として示されている。なお、機能更新時において、都市機能誘導区域内での移転が考えられる場合は、可能な限り「小牧駅徒歩圏（半径 500m 圏）に集約することが望ましい」と記載されている。しかし、現市役所、現市民会館、現保健センター、現図書館、現ふれあいセンターなどは、現在の 800m 圏内にも収まっていない。これをさらに徒歩圏として 500m 圏へ集約する必要はないと思う。高齢化とはいえ、健康増進の観点からは、少なくとも現状が適切と考える。	今後、小牧市においても高齢化がますます進展すると予測される中、今後のまちづくりの方針として、都市機能誘導区域（高次都市サービス誘導区域）内の誘導施設については、現在、既に立地しており、将来の機能更新等に備え、区域内に機能を維持していく必要があります。 そのような中、誘導施設に位置付けた施設については、将来的な機能更新等、都市機能誘導区域内での移転が考えられる場合には、可能な限り高齢者の一般的な徒歩圏であります小牧駅徒歩圏（半径 500m 圏）に集約することが望ましいとするものです。
4	現在市民病院は新築中であり、（3）の建て替え更新時に当てはまっているはずですが。しかし、都市機能誘導区域の施設として例外（？）となっている。（矛盾）	
5	ラピオを継続的に維持しようとするならば、行政の市役所支所をその内部に開設したほうが市民にとっては便利と考える。	再開発ビル「ラピオ」に関する具体的な意見については、本計画の内容に反映できませんが、貴重なご意見として、参考とさせていただきます。
6	住民の住みやすい環境（山、川を生かす計画）を整備し、小牧独自の歴史と文化を組み込んだ都市計画が、小牧市への人の誘導に繋がると思う。オリジナリティーは外部からの人の誘導に極めて有効と考える。	本市ではこれまでも、「小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市景観、安全・安心な都市環境づくり」などを都市づくりの目標とし、小牧山に関する事業や良好な住環境形成に向けた土地区画整理事業等、ご意見にあるような事業の実施に努めてきたところであります。 本市への人の誘導については、「小牧市人口ビジョン（平成 28 年 3 月策定）」及び「小牧市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月策定）」において人口減少克服を達成するための将来の方向や具体的施策を定めておりますが、都市計画は、その基礎的なものと考えております。

6 パブリックコメントの概要(改定時)

(1) 意見募集期間

令和6年11月5日(火)から令和6年12月4日(水)まで

(2) 意見募集の周知方法

- (1) 広報こまき 11月号
- (2) 市ホームページ

(3) 資料閲覧場所

- (1) 市役所情報公開コーナー(本庁舎1階)
- (2) 市役所都市計画課窓口(東庁舎2階)
- (3) 北里・味岡・東部市民センター及び各図書室
- (4) 西部・南部コミュニティセンター
- (5) 市ホームページ

(4) 提出された意見の件数

0名より0件

(参考)意見提出方法の内訳 (単位:人)

提出方法	郵送	Eメール	ファックス	持参	計
人数	0	0	0	0	0

(5) 実施結果の公表

広報こまき「2月号」及び上記「(3)資料閲覧場所」において実施結果を公表します。

公表期間

冊子(窓口): 令和7年1月10日(金)～令和7年4月9日(水)

市ホームページ: 令和7年1月10日(金)～令和8年3月31日(火)

小牧市立地適正化計画

【発 行 日】 平成 29 年 3 月 令和 7 年 3 月改定

【問い合わせ先】 小牧市都市政策部都市計画課

〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地

TEL 0568-76-1155(直通) FAX 0568-71-1481

E-mail toshi@city.komaki.lg.jp ホームページ <http://www.city.komaki.aichi.jp/>

キミと一緒に、育っていきたい。

Komaki